



論説 モンゴル国非核兵器地位の規範構造

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 著者 | 石司 真由美 |
| 雑誌名 | 筑波法政 |
| 巻 | 46 |
| ページ | 129-141 |
| 発行年 | 2009-02-20 |
| URL | http://hdl.handle.net/2241/00156141 |

モンゴル国非核兵器地位の規範構造

石司真由美

はじめに

- I モンゴル国の非核兵器地位と国際支援体制の成立
 - II 「客観的制度」概念の展開
 - III モンゴル国の非核兵器地位と客観的制度
- おわりに

はじめに

一定の領域を非核化することを目的とした非核兵器地帯条約¹は、1967年のトラテロルコ条約²を先駆として、多くの地域においてその設定が検討されてきた。既に地球上の陸地の50パーセントが非核兵器地帯化されており、約3分の2の国家が同地帯に基づく連携関係にあるとの報告もある³。しかしながら、その法的性質については、第三国に対して効果を及ぼす「客観的制度

(objective régimes)」⁴が形成されると解されるか否かという点をはじめとして、評価は分かれている。

「平和地帯 (Zones of Peace)」の包括的な研究で知られるスベディ (S. P. Subedi) は、永世中立及び非軍事化地域などの客観的制度の事例を挙げ、これらが平和地帯の概念に含まれることを述べた上で、平和地帯が国際公益に資するものであることを根拠として、非核兵器地帯条約を含む平和地帯は客観的制度であると結論づけている⁵。加えて、『国際法における地位条約』(1980年)を著したクライン (E. Klein) も、非核兵器地帯は領域概念に基づいた制度であることから、客観的制度と見なしうことを示唆している⁶。一方、ハッセンプフルーク (R. Haßempflug)⁷、マクドナルド (R. St. J. Macdonald)⁸、ブカス (B. Vukas)⁹などは、特に、非核兵器地帯条約は附属議定書を有しており、同議定書が核兵器国に

1 非核兵器地帯諸条約には、その規定の範囲により、1985年の「南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)」に見られるとおり、条約名を「非核地帯条約」とするものもあるが、本稿では「非核兵器地帯条約」と統一する。

2 Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean (Treaty of Tlatelolco) (1967), text reproduced in M. C. Bassiouni (Ed.), *A Manual on International Humanitarian Law and Arms Control Agreements* (New York: Transnational Publishers, 2000), at 515.

3 See A/63/73-S/2008/297 (20 May, 2008), at 2.

4 See e.g. H. Ballreich, "Treaties, Effect on Third States", in *Encyclopedia of Public International Law* (hereafter *EPIL*) Vol. IV 945 (2000), at 947-949.

5 See S. P. Subedi, *Land and Maritime Zones of Peace in International Law* (Oxford: Clarendon Press, 1996), at 204-205.

6 See E. Klein, *Statusverträge im Völkerrecht: Rechtsfragen territorialer Sonderregime* (Heidelberg: Springer-Verlag, 1980), S. 48. ただし、クラインは本書の題目の英訳を "Treaties Providing for Objective Territorial Régimes" としている。iii, 350頁参照。

7 See R. Haßempflug, *Das völkerrechtliche Regime der Nichtverbreitung von Kernwaffen in nuklearwaffenfreien Zonen* (Frankfurt am Main: Peter Lang, 2000), S. 140-152.

よって署名・批准されなければ、同条約の締約国に対して「消極的安全保障 (negative security assurances)」¹⁰は供与されないという同条約の性格にかんがみ、非核兵器地帯条約により客観的の制度が形成されると解することは困難であるとしている。

他方、核兵器国である中国とロシアの間に位置するモンゴル国は、1992年、第47回国連総会において「一国非核兵器地帯宣言」を行い¹¹、1998年には同宣言を国連総会決議53/77D「モンゴル国の国際安全保障と非核兵器地位」¹²の採択という形で結実させた。モンゴル国非核兵器地位は、原則として拘束力はないとされる国連総会決議¹³によって成立したものの、2000年には5核兵器国(米・露・英・仏・中)がモンゴル国に対して消極的安全保障を供与することを宣言している¹⁴。しかしながら、これまで筆者の知る限りでは、モンゴル国の非核兵器地位について国際法学の観点からの考察は、テキストなどで言及される¹⁵にとどまっている。同地位が有する高度な政

治的背景がその一因となっていると考えられるが、その法的な位置付けを考察することは意義のあることといえよう。

本稿は、モンゴル国非核兵器地位の成立の背景・経緯とその規範的側面の検討を通じ、モンゴル国非核兵器地位の規範的な意義とその構造を明らかにすることを目的とする。また、現時点でのモンゴル国非核兵器地位と客観的の制度との整合性の評価を行い、今後の課題を検討する。

I モンゴル国の非核兵器地位と国際支援体制の成立

1. モンゴル国「一国非核兵器地帯宣言」と国連総会決議53/77Dの採択

(1) 冷戦下のモンゴルの政治情勢

中央アジアの内陸に中国とロシアに挟まれて位置するモンゴル¹⁶の国状は、その位置関係により、歴史的に常に中ソ(露)両国に翻弄され続けてきた¹⁷。1911年に中国において辛亥革命が起り、モンゴルは清朝から分離して自治政府を樹立するもの

8 See R. St. J. Macdonald, "Nuclear Weapon-Free Zones and Principles of International Law" in W. P. Heere (Ed.), *International Law and Its Sources: Liber Amicorum Maarten Bos* (The Hague: T.M.C. Asser Instituut, 1989), at 67-73.

9 See B. Vukas, "Peaceful Uses of the Sea, Denuclearization and Disarmament" in R.-J. Dupuy/D. Vignes (Eds.), *A Handbook of the New Law of the Sea*, Vol. 2 (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1991), at 1272-1273. また、吉田も後者と同じく、非核兵器地帯条約を客観的の制度と解することには否定的な見解を述べている。See O. Yoshida, "Organising International Society? Legal Problems of International Régimes Between Normative Claims and Political Realities", 9 *Austrian Review of International and European Law* 63 (2004), at 77-80.

10 黒澤満「軍縮と非核兵器国間の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心に——」、『国際法外交雑誌』78巻4号(1979年)、5頁参照。

11 A/47/PV.13 (25 September, 1992), at 11.

12 United Nations General Assembly (hereafter UN GA) Resolution 53/77D (4 December, 1998)

13 See Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, *I.C.J. Reports 1996*, at 254, para. 70; M. N. Shaw, *International Law* (6th edn.) (Cambridge: Cambridge University Press, 2008), at 115-117.

14 A/55/530-S/2000/1052 (31 October, 2000).

15 黒澤『軍縮国際法』(信山社、2003年)、316頁参照。

16 モンゴルの独立は、1945年2月のヤルタ協定1項において国際的に認められたが(中嶋嶺雄『中ソ対立と現代』(中央公論社、1978年)、21頁参照)、当時より冷戦終結後に民主化するまでの国名は「モンゴル人民共和国」であった。本稿では、1992年2月に「モンゴル国」と国名変更するまでの国名の表記については、「モンゴル」とする。モンゴルの民主化については、宮脇淳子『モンゴルの歴史 遊牧民の誕生からモンゴル国まで』(刀水書房、2002年)、251頁参照。

の、以後は1924年にソ連に次いで第2番目の社会主義国となるなど、政策面においてもソ連の強大な影響を受けることとなり、モンゴルの国力は低下していった¹⁸。冷戦期に入ると、核戦争を想定し、1964年には市民防衛局が創設され、アパートや発電所の地下に核シェルターが設置された¹⁹。1969年に中ソ国境のウスリー川にある珍宝島（ダマンスキー島）での武力衝突にて緊張が高まった際には、民間にガスマスクが配られ、核攻撃を警報で知らせるシステムも設置されたという²⁰。また、中国のロプノル核実験場及びソ連（現カザフスタン）のセミパラチンスク核実験場もモンゴルの国境に近く、同実験場において、中国は1964年から1996年までに計45回²¹、ソ連及びロシアは1949年から1990年までに計456回²²の核実験を行った。

1990年代初頭の冷戦終結を受け、モンゴルは、1992年1月13日にモンゴル国憲法²³を採択し、国名を「モンゴル国」に変更するとともに、社会主義を放棄し、対外

政策も非同盟・中立政策の方針へと転換した。

(2) モンゴル国一国非核兵器地帯宣言

新生モンゴル国は、冷戦期の自国の政治情勢にかんがみた結果、非核化することを決定し²⁴、1992年9月25日、第47回国連総会において、オチルバト大統領（当時）が「地域及び世界全体の軍縮と信頼に貢献するため、モンゴル国はその領域を非核兵器地帯と宣言する。我々はこの地位が国際的に保障されるよう努力する。」²⁵と述べ、モンゴル国を一国非核兵器地帯とすることを宣言した。

同宣言に対し、関係各国は次のとおり支持を表明した。ロシアは1993年のモ露友好協力条約²⁶4条において、外国軍隊の駐留並びに核兵器その他の大量破壊兵器の配備、これらの領域内の通過を禁止するというモンゴル国の政策を尊重することを約束した。中国は、1993年10月22日に外交部報道官がモンゴル国の領域が非核兵器地帯に加入することを歓迎・支援し、同政策を

17 モンゴルを巡る中ソ対立については、中嶋「中ソ対立の構造と“地政学”」（中嶋、前掲注16、序章（3頁）所収）参照。

18 See J. Enkhsaikhan, “Mongolia’s Nuclear-Weapon-Free Status: Concept and Practice”, 40: 2 *Asian Survey* 342 (2000), at 343. (筆者のエンクサイハン氏はモンゴル国国連代表部常駐代表（当時）)。

19 当時、核戦争の市民防衛計画に携わったボンサルマーギン・オチルバト氏（1990年にモンゴル国初代大統領に就任。）のインタビューによる。中川正美（「核」取材班）「『不拡散』の傘：核兵器廃絶への道」、朝日新聞7面（長崎版）（2001年8月26日）。

20 中川、前掲注19。

21 V. Fedchenko/R. F. Hellgren, “Nuclear explosions, 1945–2006”, *SIPRI Yearbook 2007: Armaments, Disarmaments and International Security* 552 (New York: Oxford University Press, 2007), at 555–556.

22 The Ministry of the Russian Federation for Atomic Energy/The Ministry of Defense of the Russian Federation, *USSR Nuclear Weapons Tests and Peaceful Nuclear Explosions, 1949 through 1990* (Sarov: All-Russian Research Institute of Experimental Physics, Russian Federal Nuclear Center (VNIIEF), 1996), at 10. また、次のように、計470回とする統計もある。櫻川明巧「非核兵器地帯とモンゴルの一国非核地位」、金沢工業大学国際学研究所編『核兵器と国際関係』（内外出版、2006年）、151頁；中川、前掲注19。

23 全文の和訳は、山口幸二「モンゴル国」、萩野芳夫他編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）、469頁に掲載されている。憲政史については、襄輪靖博「モンゴルの憲法制度」、大村泰樹・小林昌之編『東アジアの憲法制度』（日本貿易振興会アジア経済研究所、1999年）、87–116頁参照。

24 See Enkhsaikhan, *supra* note 18, at 348.

25 A/47/PV.13 (25 September, 1992), at 11.

26 Treaty of friendship and cooperation (Mongolia and Russian Federation) (1993), 1926 *United Nations Treaty Series* (hereafter *U.N.T.S.*) 93 (1996); A/CN.10/195 (22 April, 1997), at 3.

尊重することを表明した。併せて、非核兵器地帯及び当該国家には核兵器の使用又は威嚇を行わないとする中国の約束はモンゴル国にも適用されることを明らかにした²⁷。加えて、1994年1月には李鵬首相のモンゴル国訪問時のモンゴル国・中国共同新聞発表において、「中国側はモンゴル国の独立、主権、領土保全及びその非核兵器地位を尊重することを再度表明した。中国は、自国領域における外国軍隊の駐留、核兵器その他の大量破壊兵器の配備、自国の領域の通過を認めないとのモンゴル国の政策を尊重することを表明する。」と声明した²⁸。また、同年4月には中モ友好関係協力条約²⁹を締結した。

これに対して、米国は、1993年10月及び12月に、核兵器不拡散条約(NPT)³⁰の他の非核兵器国への対応と同じく、モンゴル国に対する核攻撃の場合には国連安全保障理事会の支援を模索することを約束し、核兵器国は非核兵器国に対し核兵器の使用を行わないこと、またモンゴル国が危機に直面し、安保理に問題を通告した場合には、他の理事国とともに安保理が講ずべき適切な措置について検討する(いわゆる「積極的安全保障」の供与)旨の政府見解

を発表した³¹。米国に続き、イギリスは1993年11月に、フランスは1994年1月に、それぞれ米国と同様の内容の声明を发出する³²とともにフランスは1996年に締結したモ仏友好協力協定³³4条において重ねてモンゴル国一国非核地帯宣言を確認した。これにより、NPT上の5核兵器国すべてがモンゴル国の一国非核地帯宣言に支持・支援の意志を表明するに至った。

モンゴル国は、当初、自国の非核化政策を国際的に実効性の高いものとするべく、第48回国連総会でウズベキスタンが提案していた中央アジア非核兵器地帯³⁴の参加国になることを考えており、1996年には「中央アジア非核兵器地帯」と題する国連決議を準備していた³⁵。しかし、モンゴル国は同地帯の中で距離的にもっとも近いカザフスタンとの間にも中国とロシアの領土があるため、両国の国境は約50km離れており、結果として同地帯と分断されていることを理由に十分な支持を取り付けられず、断念せざるを得なかった。よって、モンゴル国は一国による非核兵器「地帯(zone)」³⁶を創設すべく関係国と非公式協議を続け、1997年4月には国連軍縮委員会(UNDC)に「関係地域の国家間非核兵器

27 A/CN.10/195 (22 April, 1997), at 3.

28 *Ibid.*

29 Treaty on Friendly Relations and Cooperation between Mongolia and the People's Republic of China (1994), text reproduced in *Mongolian Defense White Paper 1997/1998* (Ulaanbaatar, 1998), at 93.

30 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (1968), text reproduced in Bassiouni, *supra* note 2, at 369.

31 A/CN.10/195 (22 April, 1997), at 4.

32 *Ibid.*

33 Agreement on friendship and cooperation between the Government of the French Republic and the Government of Mongolia (1996), 2084 U.N.T.S. 25 (2002).

34 同地帯については7年にわたる交渉の末、「中央アジア非核兵器地帯条約」として結実し、2006年9月8日、セミパラチンスクにおいて、モンゴル国、日本、国連、IAEAなどからの関係者の立会いの下、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンにより署名がなされた。2008年末までに全署名国が批准を完了したため、近く発効する見通しとなっている(2009年1月20日現在)。Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia (2006), text reproduced in *The United Nations Disarmament Yearbook 2006* Vol. 31 (2007), at 321.

35 石栗勉「モンゴル非核兵器化の進展——一国非核兵器地帯とは異なる独自の政策——」、『季刊国連』21号(2000年)、29頁。(石栗氏は国連アジア太平洋平和軍縮センター所長(当時)。)

地帯の設置」と題する作業文書³⁷を、加えて同月の2000年NPT運用検討会議第1回準備委員会においても作業文書³⁸を提出し、一国非核兵器地帯の実効性を強化するための策を提示した。しかしながら、5核兵器国は、モンゴル国が先例となり一国非核兵器地帯が制度化し増加すれば、「核兵器国の核抑止又は使用可能性の戦略的柔軟性が低減し、また、地政学上の均衡を損なう」として、一国非核兵器地帯を認めない立場をとった³⁹。一方、中露という核兵器保有国に挟まれているという特異な地理的事情をかんがみ、例外的に非核兵器「地位(status)」を承認することで交渉は妥結した⁴⁰。加えて、核兵器国は同地位の実効性向上のため、規定の内容を非核兵器化のみに限定せず、より広範なものとするよう示唆した⁴¹。

(3) 国連総会決議 53/77D の採択

一国非核兵器地帯宣言より6年後の1998年12月4日、第53回国連総会において、決議53/77D「モンゴル国の国際安全保障と非核兵器地位」⁴²は無投票で採択された。同決議は、前文において、「国際的に承認された地位がモンゴル国の安全保障を進展させるだけでなく、地域の安定と信頼醸成

の強化にも貢献することを確信する」ことが明言されており、以下、「非核兵器地位の宣言を歓迎する」こと（1項）、「モンゴル国の隣国との友好かつ均衡のとれた関係が地域の平和、安全及び安定を強化する一つの重要な要素であることを支持及び支援する」こと（2項）、かつ「5核兵器国を含む国連加盟国が、モンゴル国の独立、主権、領土保全、国境の不可侵、経済的安全保障、生態系の均衡、非核兵器地位を強固なものとし、かつ、強化するための必要な措置をモンゴル国と協力してとることを奨励する」（3項）という内容で構成されている。

2. モンゴル国非核兵器地位を巡る国際体制の形成

国連総会決議53/77Dの採択後、非核兵器地位の国内外における実効性の確保のために⁴³、モンゴル国は2000年2月3日、非核兵器地位に関する国内法⁴⁴及び同法に関連する措置についての大ホラル（議会）による19決議⁴⁵を採択した。同年10月には、5核兵器国は「モンゴル国の非核兵器地位に対する安全保障に関する声明」と題する共同声明⁴⁶を発表し、モンゴル国に対する

36 軍縮委員会会議（CCD）のアドホックグループが1976年に作成した「あらゆる面における非核兵器地帯の問題の包括的研究」においては、非核兵器地帯は単一の国家によっても設置が可能との見解が示されている。United Nations, *Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All Its Aspects: Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament* (A/10027/Add.1) (1976), at 31, para. 90(a).

37 A/CN.10/195 (22 April, 1997).

38 NPT/CONF.2000/PC.I/12 (14 April, 1997).

39 石栗、前掲注35、31頁。

40 エンフサイハン国連代表部常駐代表（当時）は朝日新聞のインタビューに「非核兵器地位は妥協の産物だ」との見解を表明している。中川、前掲注19。

41 石栗、前掲注35、34頁。

42 UN GA Resolution 53/77D (4 December, 1998).

43 A/54/323-S/1999/951 (7 September, 1999) ; A/55/166 (20 July, 2000).

44 A/55/56-S/2000/160 (29 February, 2000) ; NPT/CONF.2000/16 (12 April, 2000) なお、モンゴル国憲法においては、憲法が国際条約に優位するとの規定はあるものの（第10条）、他の国内法と国際条約との優位性に関する明確な規定は見られない。

45 *Ibid.* なお一部では、「大ホラル」(The State Great Hural) は「大フラル」とも表記される。

46 A/55/530-S/2000/1052 (31 October, 2000), at 2.

消極的安全保障の供与並びにモンゴル及び中国、ロシアとの間で締結された条約を再確認した。また、同声明の発表に際し、非核兵器地位はモンゴル国特有の事情にかんがみたるものであって、併せて、今後他国に適用される制度ではないことも言明された⁴⁷。

その後も、モンゴル国の非核兵器地帯を支援する取組は拡大した。法的な側面の強化に向けての検討については、国連アジア太平洋平和軍縮センターが全面的に支援を行い⁴⁸、2001年9月には札幌にて専門家会合が開催された。同会合で採択された文書では、非核兵器地位が現状では法的拘束力を有しないものであることが確認され、非核兵器地位の実効性の強化のため、隣国及び他の核兵器国との国際協定を締結する必要並びにそのモデルが提言された⁴⁹。同会議での提言を基に、モンゴル国及び中露間の交渉は継続中である。また、国際的な連携の強化も推進され、これまでに25を超

える規範文書においてモンゴル国の非核兵器地位に対する歓迎及び支援が表明されてきた⁵⁰。類例を挙げると、日本⁵¹、インド⁵²、韓国、タイ、カナダ、ASEAN地域フォーラム⁵³などが、また非核兵器地帯会議⁵⁴及び非同盟諸国運動⁵⁵も支援の意を表明している。加えて、モンゴル国はNPT運用検討会議において非核兵器地位の実効性の強化を訴え⁵⁶、非核兵器地位に関する国内法の運用状況について国連事務総長宛に報告書を送達する⁵⁷など外交努力を継続しており、国連総会においても、隔年でモンゴル国非核兵器地位についての決議が採択され続けている⁵⁸。

このように、モンゴル国非核兵器地位はこのように国際支援体制を形成しつつあるが、果たして一方的宣言による一国非核兵器地帯宣言を淵源とし、国連総会決議として採択されたモンゴル国非核兵器地位の規範構造及び法的性格はいかに解することができるのか。まず、次章において客観的制

47 A/C.1/55/PV.6 (5 October, 2000), at 5.

48 A/55/181 (27 July, 2000).

49 A/57/59 (20 March, 2002).

50 モンゴル国外務省ウェブサイト <http://www.mfa.gov.mn/index.php?option=com_content&task=view&id=223&Itemid=87> (2008年9月30日閲覧。)

51 最近では、2007年2月26日に日中間で合意された「今後10年間の日本・モンゴル共同行動計画」において非核兵器地位の尊重につき言及されている。正文は日本国外務省ウェブサイト参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/visit/nam_0702/jm_kk.html> (2008年9月30日閲覧。)

52 Joint Statement between Mongolia and India(New Delhi, 16 January, 2004), para. 22. <<http://meaindia.nic.in/declarestatement/2004/01/16js01.htm>>[accessed on 30 September, 2008].

53 Chairman's Statement at the Ninth meeting of the ASEAN Regional Forum (Bander Seri Begawan, 31 July, 2002), para. 24; Chairman's Statement at the Eighth meeting of the ASEAN Regional Forum (Hanoi, 25 July, 2001), para. 19; Chairman's Statement at the Seventh meeting of the ASEAN Regional Forum (Bangkok, 27 July, 2000), para. 24.

54 Declaration for the Conference of Nuclear-Weapon-Free Zones, CZLAN/CONF/5 (28 April, 2005), para. 17.

55 最近の例として、第15回関係国会議の最終文書における言及がある。NAM 2008/Doc.1/Rev.2 (30 July, 2008), para. 116, at 43.

56 Statement by H.E. Mr. Choisureen Baatar, Permanent Representative of Mongolia to the United Nations to the Seventh Review Conference of the Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons (New York, 6 May, 2005), para. 19. <<http://www.un.org/events/npt2005/statements/npt06mongolia.pdf>>[accessed on 30 September, 2008].

57 A/61/293 (28 August, 2006).

58 See A/RES/55/33 S (20 November, 2000); A/RES/57/67 (30 December, 2002); A/RES/59/73 (17 December, 2004); A/RES/61/87 (18 December, 2006); A/RES/63/56 (12 January, 2009).

度の概念を検討していきたい。

II 「客観的制度」概念の展開

1. 「国際制度」と「客観的制度」の成立

「国際制度 (international régimes)」は、国際共同社会の組織化に伴い、特に国際政治現象の進展や国際経済秩序を読み解く分析概念として、幅広く用いられてきた⁵⁹。しかしながら、クラインやシンマ (B. Simma)、リップハーゲン (W. Riphagen) らは、国際制度の概念は頻繁に用いられているものの、その定義については広く一般に承認されたものが存在しないことを指摘している⁶⁰。一例として、レジーム論で著名な政治学者であるクラズナー (S. D. Krasner) は、国際制度 (国際レジーム) を、「国際関係の特定の分野において、アクターが有する期待を調整・集約するための明示的もしくは黙示的な一連の規範、ルールあるいは意思決定過程」⁶¹と定義している。

他方、クラインが問題とする国際制度とは、領域概念に基づく、実定国際法上の伝

統的な「客観的制度 (objective régimes)」である。一般的に、客観的制度とは、「専ら条約文書に基づき、ある特定地域・空間 (国家領域・国際化地域及び国際公域) に特殊な地位を定めて一定の権利義務関係を規定するとともに、同時にそれが、国際共同社会 (international community) の一般利益にこたえるもの」とらえられ、また多くは、条約の規定それ自体を直接の淵源として、当事国のみならず、第三国にも効果を生ずる (対世的効果)、国際法上の特別な地位をもつ法制度を意味する」とされる⁶²。

客観的制度の理論的起源の一端は、国内法上の地役権のアナロジーに基づく「国際地役 (international servitudes)」⁶³の観念にあるとされるが⁶⁴、同制度が実際に初めて採り上げられたのは、「オランダ諸島事件」⁶⁵に関する1920年の国際連盟法律家委員会報告であった。同事件は、1856年の英仏露間のパリ協定⁶⁶において非武装化されてきたオランダ諸島が、1917年にフィンランドがロシアから独立したのに伴い、フィンランドに編入することになった

59 国際制度論の展開の一例としては、赤根谷達雄『日本のガット加入問題：《レジーム理論》の分析視角による事例研究』（東京大学出版会、1992年）、15頁、小寺彰「国際レジームの位置——国際法秩序の一元性と多元性——」、『国際社会と法（岩波講座 現代の法 2）』（岩波書店、1997年）、87頁、足立研幾『オタワプロセス——対人地雷禁止レジームの形成』（有信堂、2004年）、8頁参照。

60 See Klein, "International Régimes" in *EPIL* Vol. II 1354 (1995), at 1354; B. Simma, "The Antarctic Treaty as a Treaty Providing for an 'Objective Regime'", 19 *Cornell International Law Journal* 189 (1986), at 189; "Fourth Report on the content, forms and degrees of State responsibility (Part 2 of the draft articles)", *Yearbook of International Law Commission Volume II, Part 1* (1983), at 16, para. 85.

61 See S. D. Krasner, "Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables", in Krasner (Ed.), *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), at 2.

62 吉田脩「国際法における『国際制度』の新展開——国際社会の組織化現象の理論的再検討——」、『国際法外交雑誌』99巻3号（2000年）、35頁。

63 See e.g. D. P. O'Connell, *International Law* (London: Stevens & Sons Limited, 1965), at 602; I. Brownlie, *Principles of Public International Law* (7th edn.) (Oxford: Oxford University Press, 2008), at 376.

64 See Ballreich, *supra* note 4, at 948; U. Fastenrath, "Servitudes" in *EPIL* Vol. IV 387 (2000), at 388; A. McNair, *The Law of Treaties* (Oxford: Clarendon Press, 1961), at 655. ただし、オランダ諸島事件などで問題となった、いわゆる「属地的義務」を国際地役の文脈でとらえることには異論もある。See Brownlie, *op.cit.*, at 662; 田畑茂二郎「オランダ諸島事件」、田畑・太寿堂鼎編『ケースブック国際法〔新版〕』（有信堂高文社、1991年）、92頁参照。

65 See *League of Nations Official Journal (Special Supplement)* number 3 (1920), at 3.

際、その帰属問題を巡ってフィンランドとスウェーデン間に紛争が発生したものである⁶⁷。その際、両国は共に1856年のパリ協定の当事国ではなかったが、スウェーデンは同協定を援用してオーランド諸島の非武装化の義務を主張した。本報告において法律家委員会は、1856年のパリ協定は欧州全体の一般的利益のためにオーランド諸島に対して特別の地位を設定する客観的性質を有するものであり、フィンランドは同島の非武装化義務をすべての国家に対して負い、そしてスウェーデンなど利害関係を有するすべての第三国は同協定の遵守を要求する権利を有する、と結論づけた⁶⁸。

また、1960年代初頭の国連国際法委員会 (ILC) における「条約法に関する条文草案」の議論⁶⁹において、特別報告者ウォルドック (H. Waldock) は、国家実行上、オーランド諸島事件において見られたような「非軍事化レジーム」に加えて、1888年のスエズ運河条約などの国際水路諸条約なども、このような客観的制度を形成してきたと主張した。ウォルドックは、そのように判断した基準を盛り込んだ形で、条文草案を作成し、次のように「客観的制度を定める条約」(第63条)を提案した⁷⁰。

「条約は、その用語及び締結の事情から、当事国の意思が、一般利益のために、特定の地域、国家、領域、地域、河川、水路又は特定の海域、海底若しくは空間に関する一般的義務及び権利を定めることであることが明らかである場合において、当事国の中に条約の事項について領域的権限を持つ国が含まれているとき、又は係る国家が同規定に同意したときは、客観的制度を設定する。」

しかしながら、周知のとおり、同条の採択は見送られることとなった⁷¹。つまり、客観的制度は伝統的な *pacta tertiis* の原則⁷²と国際慣習法の理論枠組みに吸収されるかたちとなったのである。以後、特にクラインによる研究によって、客観的制度は精緻化されてはきたものの、主権平等の概念に基づく伝統的な同意原則に逆らい、特定の大国に一種の「立法権」を付与する結果となるなどの批判もあり、学説上も必ずしも定着してはこなかった⁷³。しかしながら、客観的制度の概念が国際社会の共通利益を重視していること、また、その目的が何らかの共通利益の認識及び実現にあることは極めて重要なことであり、そのため今日でもしばしば議論されている所以である。

66 Convention, annexée au traité de paix de Paris, conclue entre la Grande-Bretagne et la France d'une part et la Russie de l'autre, relative aux îles d'Åland, text reproduced in G. F. Martens (éd.), *Nouveau recueil général des traités*, Vol. 15 (1857), p. 788.

67 事件のあらましについては、A. Rosas, "The Åland Islands as a Demilitarised and Neutralised Zone" in L. Hannikainen/F. Horn (Eds.), *Autonomy and Demilitarisation in International Law: The Åland Islands in a Changing Europe* (The Hague: Kluwer Law International, 1997), at 23; P. Cahier, "Effets des traités à l'égard des États tiers" in 143 *Recueil des Cours* 589 (1974 III), at 665 参照。

68 森川俊孝「国際制度の対世的効果」、『横浜国際経済法学』2巻1号(1993年)、5頁参照。

69 ILCでの議論については、Subedi, "The Doctrine of Objective Regimes in International Law and the Competence of the United Nations to Impose Territorial or Peace Settlements on States", 37 *German Yearbook of International Law* (hereafter *GYIL*) 162 (1994), at 168 参照。

70 *Yearbook of International Law Commission Volume II* (1964), at 26.

71 See e.g. Brownlie, *supra* note 63, at 627. 国連国際法委員会におけるウォルドック案の議論については、小寺彰「国際機構の法的性格に関する一考察(1)——国際機構締結条約を素材として——」、『国家学会雑誌』93巻1・2号(1980年)、35-62頁参照。

72 See e.g. C. Chinkin, *Third Parties in International Law* (Oxford: Clarendon Press, 1993), at 25.

73 M. Ragazzi, *The Concept of International Obligations Erga Omnes* (Oxford: Clarendon Press, 1997), at 41; 吉田、前掲注62、37頁。

2. 客観的制度の事例

客観的制度は、その目的にかんがみれば、大きく二つの類型に分けられると言えよう。すなわち、政治的にその扱いが問題となる一定区域の安定を図ることを目的として形成されてきたものと特定の区域の共同利用を推進する目的を有するものとに二分される⁷⁴。前者の例としては、スイスやオーストリア⁷⁵、ラオスに代表される永世中立を設定する条約ないし規範文書が最も代表的なものとして挙げられよう。また、前述のオーランド諸島及び南極地域⁷⁶など、特定の国家に属さない一定の区域の中立化ないし非軍事化に関する条約、そしてクラクフやダンチヒのような「自由都市」などの特殊な制度を創設する条約⁷⁷もこれに含まれよう。加えて、前述の非核兵器地帯諸条約⁷⁸や平和地帯を設定する規範文書⁷⁹もこの範疇に入るものと考えられる。後者の例としては、ウォルドックなども述べているとおり⁸⁰、ライン川やスエズ運河

をはじめとする国際河川や国際運河に関するいわゆる「国際水路諸条約」や、海峡の利用を規定した制度が挙げられよう。

また、最近の事例としては、クラベルス (J. Klabbers) が、1994年9月28日にバルト海において発生し800名超の死者を出す大惨事となった、スウェーデン船籍のRORO客船(カーフェリー)「エストニア号」の海難事故に際し、1995年にスウェーデン、フィンランド、エストニア、ラトビア、デンマーク、ロシア及び英国間で締結された「エストニア協定」により、同海域における客観的制度の概念の適用可能性が認められるとの結論を出している⁸¹。

いずれにしても、客観的制度の形成が考察されてきた事例からも、対世的効果の有無についての結論はともかく、その目的には一定区域の非軍事化や国際公域の設置など、共通利益の認識と実現が強く意識されてきたものが多いことが明らかとなろう。この点において、客観的制度は伝統的かつ

74 See Klein, *supra* note 60, at 1355.

75 オーストリアの永世中立については、1995年に欧州連合に加盟したことにより、その形骸化も指摘されている。オーストリアの永世中立と欧州連合への加盟の問題については、H. Neuhold, "Perspectives of Austria's Membership in the European Union", 37 *GYL* 9 (1994), at 34 参照。

76 ただし、南極を巡る客観的制度の存否については学説が対立している。See e.g. B. Simma, *supra* note 60; A. Aust, *Modern Treaty Law and Practice* (2nd edn.) (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), at 258.

77 マクナエア (A. McNair) はこの種の条約(「物権的条約 (real treaties)」)によって設定された一定の権利及び事態は物権的な性質を有するとし、この権利と事態は条約とは独立した永続的な存在であることから、客観的制度の客観性の根拠を成すとの見解を示している。See McNair, *supra* note 64, at 256. これに関連し、ブラウンリー (I. Brownlie) は、この「永続的な権利・制度・地位を宣言・設定・規定する条約」は武力紛争の場合にも停止しないし失効しないことを示唆したが、国家承継の場合においては、その存続には否定的な見解を示している。See A/CN.4/552 (21 April, 2005), at 22; Brownlie, *supra* note 63, at 662.

78 非核兵器地帯条約における、核兵器国による「保障 (Guarantee)」の法的性格については、森田章夫『国際コントロールの理論と実行』(東京大学出版会、2000年)、109頁参照。

79 スベディは平和地帯が客観的制度を形成していると主張するが、非核兵器地帯諸条約と同じく、学説は対立している。See Subedi, *supra* note 5, at 204; P. Macalister-Smith, "The Zones of Peace Declarations and Proposals: A Survey and an Appraisal", 40 *Indian Journal of International Law* 28 (2000) at 29; *Idem*, "Zones of Peace" in *EPIL* Vol. IV 1621 (2000), at 1622.

80 See *Yearbook of International Law Commission* Volume II (1964), at 26-34; Aust, *supra* note 76, at 258; *Idem*, *Handbook of International Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), at 354.

81 See J. Klabbers, "Les cimetières marins sont-ils établis comme des régimes objectifs?: À propos de l'accord sur l'épave du *M/S Estonia*", 11 *Espaces et ressources maritimes* 121 (1997), p. 131; Aust, *supra* note 76, at 258.

現代的な概念であると言える。

Ⅲ モンゴル国の非核兵器地位と客観的 制度

1. モンゴル国非核兵器地位—その「客 観的的制度」性の考察

モンゴル国の非核兵器化は、当初は一国非核兵器地帯宣言という、いわゆる一方的行為の一類型である一方的宣言⁸²に端を発するものであった。1998年、この一国非核兵器地帯宣言を基盤として、モンゴル国非核兵器地位は国連総会決議により成立したが、果たして当該地位は「客観的的制度」性を有していると評価できるのか。クラインらが提示した客観的制度の諸要件⁸³を基に、検討してみよう。

第一に、非拘束的文書である国連総会決議が客観的制度の概念を形成しうるのかという点が問題となろう。スベディは、国連総会決議により成立した⁸⁴インド洋平和地帯⁸⁵など、国際機関などの決議も一定の領域に基づくものであれば客観的制度の法概念を形成すると解している⁸⁶。また、客観的制度の代表的な例である永世中立が一方的宣言や拘束力を有しない規範文書によっても台頭してきており、これとの類推か

ら、国連総会決議がクラインの言う「特定の区域の地位を定め、国際秩序の一部を形成することを意図する」⁸⁷性質を有するものである限り、客観的制度の形成は可能であるように思われる。

第二に問題となるのは、客観的制度の地位にかかわるもので、一定の領域に基づく制度であり、それが当該領域に特殊な地位と一定の権利義務関係を規定したものであるかという点である。まず、モンゴル国非核兵器地位の適用範囲がモンゴル国という一主権国家であることは明白であり、同地位が特定の領域に基礎を置くものであることに疑いはない。また、モンゴル国が非核兵器地帯諸条約を考慮した上で一国非核兵器地帯宣言を行い、その代替措置として政治的な要請により非核兵器「地位」を得たという起草過程にかんがみると、モンゴル国非核兵器地位は非核兵器地帯諸条約が有するものと一応は同等の権利義務関係を有するものと承認されたと解釈しうるだろう。加えて、国連総会決議 53/77Dにおいて、国連加盟国は、モンゴル国が一国非核兵器地帯宣言を行ったこと、及びモンゴル国非核兵器地位を「歓迎 (welcome)」しており (1項)、5核兵器国、アジア太平洋

82 一方的に宣言された国際約束である「一方的宣言」には幾つかの類別がある。一例として、ICJは「核実験事件」において、「公然と行われた一方的宣言は、対世的に行われた約束として拘束力を有する」と判示した。See *Nuclear Tests Case (Australia v. France)*, Judgment of 20 December 1974, *I.C.J. Reports 1974*, at 269, para. 50. 一方的宣言の類別については、山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」、『上智法学論集』33巻2・3号（1990年）、54頁、中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（1）」、『国家学会雑誌』105巻1・2号（1992年）、1頁参照。See J. W. Garner, “The International Binding Force of Unilateral Oral Declarations”, 27 *American Journal of International Law* number 3 (1933), at 493. また、2006年には、国連国際法委員会が一方的宣言に関するガイドラインを作成している。See “Guiding Principles applicable to unilateral declarations of States capable of creating legal obligations”, *Report of the International Law Commission Fifty-eighth session, UN GA Official Records Sixty-first session Supplement No.10 (A/61/10)* (2006), at 366.

83 本稿Ⅱ章1項参照。

84 UN GA Resolution 2832 (XXVI) (16 December, 1971).

85 藤田久一『軍縮の国際法』（日本評論社、1985年）、243頁参照。See e.g. H. Labrousse, “L’Océan indien «zone de paix»” in *Société française pour le droit international (éd.), Le droit international et les armes* (Paris: Éditions A. Pedone, 1983), p. 258.

86 See Subedi, *supra* note 5, at 204, 218.

87 Klein, *supra* note 60, at 1354.

地域の国連加盟国、国連事務総長、関係する国連機関に対して協力ないし支援を要請している（2及び3項）ことから、「モンゴル国非核兵器地位」という特別の地位により、一定の権利義務が生じていると解釈しうるだろう。

第三に、モンゴル国非核兵器地位がいわゆる国際共同社会（international community）の「一般利益」にこたえているかという点については、例えば、国連総会決議53/77Dの内容やその採択時の投票行動から推定できるであろう。国連総会決議53/77Dの前文において、「国際的に承認された地位がモンゴル国の安全保障を増進するだけでなく、地域の安定と信頼醸成の強化にも貢献することを確信する」と述べられており、その文言にかんがみれば、この地位は国際共同社会の一般利益に貢献するものであると言えよう。また、国連総会決議53/77Dは、第一委員会に引き続き⁸⁸、総会においても無投票の全会一致で採択されており⁸⁹、このことから、モンゴル国非核兵器地位が国際共同社会の一般利益にこたえるものとして各国に承認されたと推定することができる。

モンゴル国非核兵器地位の「客観的制度」性を検討する上で、最も重要な課題と

なるのが、この地位が第三国に対する法効果、つまり、「対世的効果（effects erga omnes）」⁹⁰を有しているかという点である⁹¹。前述したとおり、モンゴル国非核兵器地位は、一方的宣言と解される一国非核兵器地帯宣言に端を発し、拘束力を有さない国連総会決議によって成立したにもかかわらず、5核兵器国をはじめ、多数の国家及び国際機関がその協力ないし支援を表明してきた。特に、5核兵器国が自ら共同声明を発出したことは注目される。この点は、あらかじめ附属議定書が設けられた非核兵器地帯条約の制度とは異なり、各国及び各国際機関が自発的に協力ないし支援を表明していることから、その法効果は第三国にも影響を及ぼすものと一応は解することができるだろう。

2. 「客観的制度」としてのモンゴル国非核兵器地位が有する課題

前項において、モンゴル国非核兵器地位は「客観的制度」の新しい一つの候補であると位置付けられた。しかしながら、このような解釈論の在り方には幾つかの課題が残されている。

第一に、この地位がもたらしたと考えられる対世的効果の内容は、既存のもの

88 See A/53/PV.79 (4 December, 1998), at 2.

89 *op.cit.*, at 10.

90 See e.g. McNair, "Treaties Producing Effects «Erga Omnes»", in *Scritti di diritto internazionale in onore di Tomaso Perassi* Vol. II (Milano: Dott. A. Giuffrè, 1957), at 20. また、国際司法裁判所は、「バルセロナ・トラクション事件」の1970年判決において、国家が国際法上負う義務には、特定の国家に対する義務と国際社会全体に対する義務という種別があると判示した（See Case Concerning the Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited, Judgement of 5 February 1970, *I.C.J. Reports 1970*, at 32, para. 33）。このうち、後者のいわゆる「対世的義務（obligation erga omnes）」は、本稿が問題とするところの、客観的制度が有する「対世的効果（effects erga omnes）」の問題とはまた別の問題ではあるが、森川教授が指摘しておられるとおり、対世的効果が認められる場合には、対世的義務の問題と重なり合う部分が生ずる可能性もあろう。森川、前掲注68、22頁参照。See e.g. Ragazzi, *supra* note 73, at 18. 対世的義務の概念については、岩沢雄司「国際義務の多様性——対世的義務を中心に——」、中川淳司・寺谷広司編『国際法学の地平——歴史、理論、実証』（東信堂、2008年）、123頁参照。

91 クラベルスは、客観的制度の成立要件としての「対世的効果」、つまり、第三国の同意は第三国の国家実行から読み取れるものであり、明確な意思の表示を要するものではないと主張している。See Klabbers, *supra* note 81, p. 132.

しても解釈しようという点である。具体的には、5核兵器国による「共同声明」によって供与された安全保障は、既にNPTにおいて供与されている消極的安全保障と同等のものであったという点である。もっとも、米国などは、モンゴル国が一国非核兵器地帯宣言を行った直後の1993年に積極的安全保障を含む支援の表明を行っているが、2000年の共同声明においては、消極的安全保障の供与に終始した。よって、5核兵器国は共同声明を発出したものの、その内容にかんがみると、その法効果はモンゴル国非核兵器地位により新たに生じたものではないとも解しようであろう。

しかしながら、現実には、5核兵器国の中でも、中露両国は、モンゴル国非核兵器地位の成立により、モンゴル国とのそれぞれの条約を再確認し、また、安全保障分野における新たな二国間条約の締結も検討するなど、新たな権利義務関係の構築が模索されてきており、三国を巡る情勢には良好な進展が見られる。また何より、冷戦期に中ソ間の核戦争の脅威が身近にあったモンゴル国にとっては、中露両国から他の核兵器国と共に実効的な消極的安全保障を供与されたこと自体が大きな収穫であったとも推察できよう。このように、モンゴル国非核兵器地位がモンゴル国と中露間の関係を進展させた役割を有していることにかんがみると、当該地位に特有な対世的効果を認めることも可能ではあろうが、ここでは「第三国」という定義が新たな問題となりうるだろう。

第二に、モンゴル国がこの地位をオーランド諸島事件で判示されたところの「真の客観的法 (true objective law)」⁹²を形成する明確な意思を有しているとは言い難いという点である。具体的には、現在、モンゴ

ル国自身が非核兵器地位の実効性をより一層強化させるべく、非核兵器地位の一つの条約という形式で国際社会の承認を得たいとの意思を有し、尽力していることである。当然ながら、政治的には、条約という拘束力を有する規範文書によって安全保障体制を構築していくことこそが、モンゴル国にとって好ましいことに疑いはない。同時に、モンゴル国が中露や他の核兵器国をはじめとする関係国間と条約を締結し、仮にそれが発効した場合、客観的の制度を通じてその法的性質を検討することの実益は著しく損なわれるだろう。

他方、モンゴル国が1992年に行った一国非核兵器地帯宣言はいわゆる一方的宣言であったにもかかわらず、米英仏は当該宣言を支持する声明を発出し、積極的安全保障も供与するなど、第三国に対する法効果の反映と見なしうる国家実行が散見される。前述の客観的の制度の要件との整合性にかかわる検討を踏まえると、おそらく、この時点においては、客観的の制度の形成を確認できたものと一応は解することができよう。

おわりに

モンゴル国は、冷戦期に直面した核の脅威を忌避すべく、1992年、国連総会において「一国非核兵器地帯宣言」を行い、非核国としての国際的な認知と協力を要請した。モンゴル国のこの要請は、非核兵器地帯の形成・加入としては結実しなかったものの、核兵器国に挟まれて存在するという特異な地理的環境と外交努力により、国連総会決議の採択という形で、1998年に「非核兵器地位」を得るに至った。モンゴル国非核兵器地位は、非核兵器地帯条約の

92 See *League of Nations Official Journal (Special Supplement)* number 3 (1920), at 17.

ように附属議定書を有しておらず、かつ、拘束力を有しない国連総会決議によるものであるにもかかわらず、5核兵器国を含む多くの国及び国際機構から、承認と協力を得るに至った。小国と称されるモンゴル国が一国で非核化を宣言し、結果として国際社会全体がそれを承認したということは、停滞が見られた核軍縮のプロセスに一石を投ずるものであった。

このように、モンゴル国非核兵器地位は非核兵器地帯諸条約の性質に準ずる形で国際社会に広く受容されてきたが、本稿では、当該地位が「客観的制度」を既に形成していると即断するには幾つかの問題が残されているものの、そのような法的性質を帯びつつあるということが提示された。これまでの検討を踏まえ、モンゴル国非核兵器地位は、現在の段階においては、客観的制度の一つの「候補 (candidate)」であると評価しうらうだろう。

客観的制度は、国際法が諸国の共通利益ないし国際共同社会全体の一般利益を実現・保障するという機能を担う過程に伴って発展してきた概念である⁹³。また、国際社会における軍縮の目的・内容も、東西冷戦下の勢力均衡を目的とした個別国家の安

全保障に軸足を置いたものから、昨今の「対人地雷禁止条約」⁹⁴や「クラスター弾に関する条約」⁹⁵の作成・採択の経緯からも考察しうるとおり、個別国家の枠組みを越えた国際共同社会全体における安全保障の確立へと変容しつつある。しかしながら、軍縮を進展させるためには、国際安全保障環境を改善するだけでなく、その前提として、国家間の信頼関係の強化を図ることが極めて重要である⁹⁶。モンゴル国非核兵器地位は、特に東アジア地域と核兵器国間との国家間の信頼醸成に貢献するところが大きいことは明白であり、当該地位は、ひいては国際共同社会の一般利益と見なしうる国際安全保障環境の進展に多大に寄与するものと解されよう。

国際社会の一般利益としての軍縮を漸進させるためには、客観的制度が目指すところの「一般利益」を理念として共有する必要がある、この点において、軍縮に関する規範文書が対世界的効果を有する客観的制度を形成しているものとして認知されることには大きな意義があると言えよう。

（筑波大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程
国際公共政策専攻（国際法）

93 See H. Mosler, *The International Society as a Legal Community* (Alphen aan den Rijn: Sijthoff & Noordhoff, 1980), at 222 (Chapter XIII: International Régimes); 森川、前掲注 68、1 頁参照。

94 Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mine and on their Destruction (1997), 2056 U.N.T.S. 211.

95 Convention on Cluster Munitions (2008), text reproduced in A/C.1/63/5 (14 October, 2008), at 31. また、これらの兵器（小型兵器）については、近年、「人間の安全保障」の観点からもその軍縮の必要性が唱えられている。See B.V. Tigerstrom, *Human Security and International Law: Prospects and Problems* (Oxford: Hart Publishing, 2007), at 145.

96 黒澤「軍縮」、国際法学会編『日本と国際法の100年 安全保障』（第10巻）（三省堂、2001年）、262 頁。